

第5 文部科学省

第3章 第1節 第5 文部科学省

不 当 事 項

補 助 金

- (37) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(60)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)初等中等教育振興費 (項)義務教育費国庫負担金 (項)私立学校振興費 (項)公立文教施設整備費 (項)沖縄振興交付金事業推進費 (組織)文化庁 (項)国際観光旅客税財源観光振興費 東日本大震災復興特別会計 (組織)文部科学本省 (項)教育・科学技術等復興政策費
部 局 等	文部科学本省、12 都県
補助等の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)、予算補助
補助事業者等(事業主体)	県7、市11、町2、学校法人3、一般財団法人1、会社3、計27 補助事業者等 (県6、市8、学校法人3、一般財団法人1、5事業主体(市3、町2、会社3)、計23事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	1市
国庫補助金等	義務教育費国庫負担金、学校施設環境改善交付金、公立学校情報機器整備費補助金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	223,833,909,031 円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	263,685,684 円

1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、27 都道府県、318 市区町村、1 一部事務組合、2 独立行政法人、10 国立大学法人等、19 学校法人、25 宗教法人、11 公益財団法人等、10 会社及び53 団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、6 県、9 市、3 学校法人、1 一般財団法人、5 事業主体(5 市町と契約の相手方である3 会社の両者が共同して事業主体となっており、うち3 事業主体の1 会社は重複している。)、計24 事業主体が義務教育費国庫負担金、学校施設環境改善交付金、公立学校情報機器整備費補助金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金263,685,684 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 公立学校情報機器整備費補助金が過大に交付されていたもの

5 件 不当と認める国庫補助金 97,238,000 円

公立学校情報機器整備費補助金(以下「補助金」という。)は、公立の小学校、中学校等において児童生徒の学習者用コンピュータ(以下「端末」という。)を整備するなどして、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で実現させることなどを目的として、地方公共団体等が補助事業を実施するために必要な経費の一部を国が補助するものである。

公立学校情報機器整備費補助金交付要綱(令和2年文部科学大臣決定)等によれば、補助事業のうち、「公立学校情報機器リース事業」(以下「リース事業」という。)の補助対象経費は、端末をリース契約により整備する場合の経費とされ、補助金の交付額は、令和元年5月1日時点の学校基本調査の児童生徒数の3分の2の端末数に1台当たり45,000円(へき地学校等については45,900円)を乗じた金額を上限とすることなどとされている。リース事業の実施に当たっては、地方公共団体とリース契約の相手方である民間団体(以下「リース業者」という。)の両者が共同して補助事業者となり、国は補助金をリース業者に交付することとされており、リース業者が交付された補助金の金額をリース契約の金額から減額することにより、地方公共団体の負担を軽減する仕組みとなっている。

リース事業においては、地方公共団体がリース業者から補助の対象となる端末を借り受ける場合には、これに係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額に相当する額(以下「消費税相当額」という。)が補助対象経費に含まれる。リース業者が消費税の課税事業者であれば、リース業者による端末の仕入れは消費税法(昭和63年法律第108号)上の資産の譲渡等に該当し、課税仕入れとなることから、確定申告の際に課税売上高に対する消費税額から当該仕入れに係る消費税額を仕入税額控除^(注)した場合には、リース業者はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。一方、補助金は資産の譲渡等の対価には該当しないことから、消費税については不課税となる。このため、「公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器購入・リース事業)の実績報告について」(令和3年文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課事務連絡)において、地方公共団体及びリース業者は、補助事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除するなどした消費税額に係る国庫補助金相当額が確定した場合には、その額を速やかに都道府県教育委員会に報告し、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

(注) 仕入税額控除 課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

本院が、5 都道府県、39 市区町及び6 会社において会計実地検査を行ったところ、5 市町、3 会社、